

特殊建築物の定期報告対象

H28年6月より(※1)				
用途区分		用途	報告頻度	規模
1	集会場等	令第16条第1項第1号及び第2号 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	H31～3年毎	1. 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 2. 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 3. 主階が1階にない場合(劇場、映画館又は演劇場に限る。) 4. 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
2	店舗等	令第16条第1項第3号 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	H30～3年毎	1. 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 2. 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 3. 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 4. 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
3	旅館等	令第16条第1項第3号 旅館、ホテル	H31～3年毎	1. 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 2. 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 3. 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
4	病院等	令第16条第1項第3号 病院、診療所(※2) 児童福祉施設等(※4)	H29～3年毎	1. 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 2. 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合(※4) 3. 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
5	共同住宅等	令第16条第1項第3号 共同住宅(※4) 寄宿舎(※4)	H29～3年毎	1. 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 2. 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 3. 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合
6	学校	令第16条第1項第4号 学校 (公立学校を除く)	H31～3年毎	
7	体育館 スポーツ場 等	令第16条第1項第4号 体育館(※5)、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	H31～3年毎	1. 該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 2. 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合

※1 該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 患者の収容施設があるものに限る。

※3 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※4 高齢者、障がい者等の就寝の用に供するもの(下記、就寝用途の児童福祉施設に該当)に限る。

※5 学校に付属しないもの。

就寝用途の児童福祉施設等

『助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)、老人デイサービスセンター(宿泊サービスがあるものに限る。)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所』